

成安造形大学における

障がい学生支援に関する基本方針と受入れ姿勢

【基本指針】

成安造形大学（以下、「本学」という。）は、障がいのある学生が本学での修学、学生生活において、他の学生と等しく教育が受けられるよう、個々の障がいの状態・能力・特性や教育的ニーズに応じて学内外の関係部署等と連携しながら全学的な支援体制を強化し、本学における障がいのある学生に対し、合理的配慮に基づく修学支援及び環境整備を図っていく。

また本学は、「国連・障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）等を遵守し、全ての教職員が障がい学生支援の向上・充実を図っていく。

1. 機会の確保

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する。また、高い教養と専門的能力を培えるよう質の高い教育を維持する。

2. 情報公開

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての基本方針・受け入れ姿勢について情報を公開し、社会に対する説明責任を果たす。

3. 決定過程

権利の主体が障がいのある学生本人にあることを踏まえ、本学の体制面、財政面を勘案し、障がいのある学生からの要望に基づいた合理的な調整を行う。

4. 教育方法等

情報保証、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価など必要な合理的配慮を行う。

5. 支援体制

障がいのある学生への支援を全学的に行うため、関連部署が連携しながら具体的方策を検討及び実施する。

6. 施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等に努める。

7. 研修

教職員に向けて障がい学生支援に関する研修（FD、SD）を実施する。

【受入れ姿勢】

本学では、障がいのある学生一人ひとりの状況に合わせて対応できるように相談窓口を設けて支援を行っています。

（１）入学前の支援について

入学前においては、入学広報センターが相談窓口となります。

本学主催のオープンキャンパスや学内見学等で配慮が必要な場合は参加される前に、また受験の際に特別な配慮を必要とする場合はエントリー・出願前に入学広報センターまでご連絡ください。

入学試験に合格し入学を決めた後に、入学後の相談を希望される方も入学広報センターまでご連絡ください。ご相談の内容に応じて関連する担当と一緒にご相談に応じます。

（２）入学後の支援について

入学後においては、学生支援部門が相談窓口となります。

学修や学生生活の相談、一人ひとりのニーズに応じた配慮など、さまざまな支援を行っています。

障がい者手帳や医師の診断書の有無に関係なく、みんな等しく学修や学生生活がおくれるように、学生または保護者からの相談に応じます。

学修や学生生活に関する悩みや相談したいことがあれば、遠慮なく学生支援部門にお問い合わせください。

（支援内容）

障がいのある学生の悩みや相談をお聞きし、ノートテイクの配置、教室での配置の調整、フリールームの提供、授業に関する面談調整、その他個別対応など、お一人おひとりの不安などを解消するための配慮や支援などの具体的な内容について、一緒に考え可能な限りの取組みを行います。

決まった支援策については、学内の関連部署や学生相談室、保健室、領域・コースと連絡・調整・連携して行います。

また、学生相談室では、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが学生の個別支援に応じています。学生生活や課外活動、就職のことや家族のことなど、学生生活で生じるいろいろな悩みについてのカウンセリングを受け付けています。

大学構内の施設・設備においては、車椅子用駐車場やスロープ、多目的トイレなどを一部の施設に設置しており、障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう大学の関連部署と連携協力しながら施設・設備の充実にに向けて取り組んでいます。

(3) 就職・進路支援について

就職・進路においては、キャリアサポートセンターが相談窓口となります。

本学の「キャリアサポート」は単なる就職支援だけでなく、生涯にわたってアートやデザインの「研究」「創作」を生活と仕事の両方にいかしていけるよう、在学中から支援していくことを強く意識しています。

(支援内容)

個別面談に基づき、障がい学生の希望職種・勤務地希望等のニーズを把握したうえで求人を紹介し、学内合同企業説明会へ参加する場合のサポートや、必要に応じて大津若者サポートステーション等の外部機関と連携をするなど、さまざまな取組みをおこないます。